

福岡県地籍調査事業負担金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、国土調査法（昭和26年法律第180号）及び国土調査促進特別措置法（昭和37年法律第143号）に基づく地籍調査事業に要する経費について、予算の範囲内において市町村に負担金を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年3月1日福岡県規則第5号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(経費の区分及び負担率)

第2条 地籍調査事業に要する経費の負担率は、地籍調査費（市町村が行う国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査に要する経費をいう。）の4分の3とする。

(交付の申請)

第3条 市町村は、負担金の交付を申請しようとするときは、負担金交付申請書（様式第1号）その他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第4条 知事は、負担金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要な場合は、現地調査のうえ負担金交付の適否を決定し、交付すべきものと決定したときは、当該申請書を提出した市町村に対し、負担金の交付決定の通知をする。

2 知事は、負担金の交付決定の通知をする場合において、必要があると認めるときは、当該通知をする市町村に対し、負担金の使途について必要な条件をつけることがある。

(状況報告)

第5条 負担金の交付決定の通知を受けた市町村は、当該負担金に係る事業の遂行状況に関し、状況報告書（様式第2号）を、当該通知に係る年度の1月15日までに、知事に提出しなければならない。ただし、概算払請求書（様式第3号）の提出をもって代えることができるものとする。

2 前項の遂行状況は、前項の負担金交付決定の通知に係る年度の12月31日現在における遂行状況とする。

(概算払の請求)

第6条 負担金の交付決定の通知を受けた市町村が、負担金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(変更の届出)

第7条 市町村は、負担金の交付決定の通知を受けた後において、地籍調査事業の内容を変更し、又は地籍調査事業を廃止し、若しくは中止しようとするときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 前項に規定する軽微な変更とは、直接経費と附帯経費の相互間における経費の流用で、流用先の経費の30パーセントを超える増減（当該流用先の経費の30パーセントに相当する額が300万円以下であるときは300万円）以外の変更とする。

(事業実績の報告)

第8条 負担金の交付を受けた市町村は、地籍調査事業の実績について、事業実績報告書(様式第5号)その他知事が必要と認める書類を、地籍調査事業が完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は地籍調査事業が完了した日の属する年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

ただし、負担金の全額が概算払により交付された場合においては、地籍調査事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日までとする。

(書類の経由)

第9条 この要綱に基づき市町村が知事に提出する書類は、当該市町村の区域を管轄する農林事務所長を経由しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 負担金の交付を受けた市町村は、地籍調査事業によって取得した財産のうち、1件の取得金額が50万円以上の機械及び器具について、知事の承認を受けずに負担金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではない。

(負担金の経理)

第11条 負担金の交付を受けた市町村は、地籍調査事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整理し、地籍調査事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 この要綱において書面等により行うこととしているものについては、当該規定にかかわらず、福岡県簡易申請システムを使用して行うことができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行し、平成18年度の負担金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月12日から施行する。

福岡県知事 殿

市町村長

年度地籍調査事業負担金交付申請書

このことについて、下記のとおり地籍調査事業を実施したいので、
負担金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 4 収支予算書 別紙2のとおり

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

単位 区域 名	番 号	調査費 (A) + (B)		負担区分		備 考
		うち 直接 経費	うち 附帯 経費	県 費 (A)	市 町 村 費 (B)	
		円	円	円	円	
小計						

注1 「単位区域名」欄は、地籍調査作業準則（昭和32年総理府令第71号）第10条第3項の規定に基づき区分した単位区域の名称を記載すること。ただし、概況調査にあつては、概況調査の調査区域名を記載すること。

2 「番号」欄は、次に示す地区コードを記載すること。なお、書き方についての詳細は、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）の事業計画明細書記載要領を準用する。
「西暦」+「都道府県コード」+「市区町村コード」+「通し番号（2桁）」（計11桁）

別紙 2

収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額	備 考
県費負担金	円	
市町村費		
計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額	備 考
	円	
直接経費		
〇〇費		
〇〇費		
附帯経費		
〇〇費		
〇〇費		
計		

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

年度地籍調査事業状況報告書

年 月 日付け 第 号により負担金交付決定の通知があった地籍調査事業の
年12月31日現在における遂行状況を下記のとおり報告します。

記

県費負担金 (A)	年12月31日までに完 了したもの (B)		年1月1日以降に実施 するもの (C)		残 額 (A)-(B)-(C)	事業完了 予定年月日
	金 額	出来高	金 額	出来高		
円	円	%	円	%	円	

番 号
年 月 日

福岡県知事 殿

市町村長

年度地籍調査事業負担金概算払請求書

年 月 日付け 第 号により負担金交付決定の通知があった地籍調査事業
について、下記により負担金 円を概算払によって交付されたく申請します。

記

県費負担金 (A)	既受領額 (B)		今回請求額 (C)		残 額 (A)-(B)-(C)	事業完了 予定年月日
	金 額	出来高	金 額	出来高		
円	円	%	円	%	円	

福岡県知事 殿

市町村長

年度地籍調査事業負担金交付変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により負担金交付決定の通知があった地籍調査事業について、下記理由により交付決定の内容を変更したいので、承認されたく申請します。

記

- 1 変更理由
- 2 事業の内容及び経費の配分 別紙1のとおり
- 3 収支予算書 別紙2のとおり
- 4 変更後の事業の完了予定年月日 年 月 日

注 別紙1及び別紙2は、様式第1号の別紙1及び別紙2と同様の様式により作成すること。この場合において、変更箇所について変更前をカッコ書きとして併記し、変更後と比較できるようにすること。

福岡県知事 殿

市町村長

年度地籍調査事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により負担金交付決定の通知があった地籍調査事業を実施したので、その実績を下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------|---------|
| 1 事業の内容及び経費の配分 | 別紙1のとおり |
| 2 事業の完了年月日 | 年 月 日 |
| 3 決算調書 | 別紙2のとおり |
| 4 県費負担金精算書 | 別紙3のとおり |
| 5 収支精算書 | 別紙4のとおり |
| 6 取得財産調書 | 別紙5のとおり |

注 別紙1は、様式第1号の別紙と同様の様式により作成すること。第7条第2項に定める軽微な変更がある場合には、変更箇所について変更前をカッコ書きとして併記し、変更後と比較できるようにすること。

別紙 1

事業の内容及び経費の配分

単位 区域 名	番 号	調査費 (A) + (B)		負担区分		備 考
		うち 直接 経費	うち 附帯 経費	県 費 (A)	市 町 村 費 (B)	
		円	円	円	円	
小計						

注1 「単位区域名」欄は、地籍調査作業準則（昭和32年総理府令第71号）第10条第3項の規定に基づき区分した単位区域の名称を記載すること。ただし、概況調査にあつては、概況調査の調査区域名を記載すること。

2 「番号」欄は、次に示す地区コードを記載すること。なお、書き方についての詳細は、国土調査事業事務取扱要領（昭和47年5月1日付け経企土第28号経済企画庁総合開発局長通達）の事業計画明細書記載要領を準用する。
「西暦」+「都道府県コード」+「市区町村コード」+「通し番号（2桁）」（計11桁）

県費負担金精算書

県費負担金 交付決定額	県費負担金 精 算 額	概 算 払 受領総額	差引県費負担金 未受領(返納)額	備 考
円	円	円	円	

別紙 4

収支精算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
県費負担金					
市町村費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減 (円)		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
直接経費					
〇〇費					
〇〇費					
附帯経費					
〇〇費					
〇〇費					
合 計					

注1 収支予算書に準じて記載すること。

- 第7条第2項に定める軽微な変更がある場合には、変更前を上段にかっこ書きに、変更後を下段に記載すること。

取 得 財 産 調 書

名称	形状 寸法	数量	単価	取得 価格	取 得 年月日	処分制限期間		摘要
						耐用年数	処分制限 年 月 日	
			円	円				

注 1 第 10 条に定める財産を取得した場合において、当該財産について記載すること。

- 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記載すること。耐用年数については、「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数に相当する期間とする。